

- 国際的にも経済と環境の両立がますます重視される中、みどりの食料システム戦略(令和3年策定)で有機農業の目標設定、食料・農業・農村基本法(令和6年改正)で「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たに基本理念として位置付け。
- オーガニックビレッジ創出や学校給食での活用拡大、輸出の増加など我が国の有機農業の取組は着実に拡大。
- 今後、広域供給に対応した産地形成と有機農業の価値訴求等により供給力強化と需要拡大の好循環を形成するとともに、ネットワーク形成等により技術の開発・普及を進め、有機農業をさらに拡大。

1 基本的な事項

- さらなる有機農業の取組拡大に向けて、**供給力強化と需要拡大の好循環**を形成
- 低コストで安定的に広域供給を可能とする産地を育成・強化**するため生産性向上、流通の合理化等を推進(供給力強化)
- 有機農業の意義・特徴の訴求、販路の多様化**等を推進(需要拡大)
- 取組を支える基礎として、**ネットワーク構築による技術開発・普及、有機認証制度を利用しやすい環境づくり**を推進

2 推進及び普及の目標等

目標等	基準値	実績値	目標値 (2030年)
有機食品の需要見通し	1,850億円 (2017年)	3,595億円 (2,766億円※) (2025年)	3,280億円
有機食品の輸出見通し	17.5億円 (2017年)	129億円 (2024年)	210億円
有機食品の国産シェア	60% (2017年)	52.1% (2023年)	84%
週1回以上有機食品を利用する消費者の割合	17.5% (2017年)	17.4% (2025年)	25%
有機農業の取組面積	2.35万ha (2017年)	3.45万ha (2023年)	6.3万ha
有機農業者数	1.18万人 (2009年)	1.26万人 (2023年)	3.6万人

※消費者物価指数(食料)により補正

3 推進に関する主な施策

【生産拡大】

農業者への**教育機会の充実、指導体制の整備、不安定な移行期に対応した支援等**により有機農業への参入を促進。**品質が確保された堆肥の施用の促進、認証を利用しやすい環境づくり等**により品目ごとの特性等も踏まえ生産を拡大。

【流通・加工拡大】

広域的な流通を拡大するため、**学校給食等の地産地消の取組拡大**を進めるとともに、加工用や外食・中食、輸出等の**多様な販路の確保**のほか、共同輸送等の**効率的な流通体制の整備、集出荷ロットの拡大**等によるニーズに応じた供給体制の整備。輸出促進に向けた環境整備。

【需要拡大】

有機農業の意義等の**エビデンスをもった情報発信、有機JAS制度の普及啓発、有機農産物使用の訴求方法の検討、農業体験・学校給食等を通じた理解増進等**により消費者の行動変容を促し需要を喚起。

【産地づくり】

集出荷ロットの拡大、スマート農業技術等の導入による生産性の向上、**共同利用施設整備・農業支援サービスの活用促進**等による産地の育成・強化。**有機ほ場の団地化の推進。産地間及び産地と消費地の連携(オーガニックブリッジ)の推進。**官民共創等による**有機農業を核とした地域づくり**の推進。

【技術開発・普及】

現場の実践技術の探索、有機農業関係者のネットワーク形成、技術開発ニーズの共有、**地域の実情に応じた技術体系の確立・普及**の推進。

2030年目標に向けた有機農業の推進のイメージ

○有機農業が、オーガニックビレッジなどの地域のまとまった取組になってきており、今後、広域に供給できる産地を形成し、有機農業のさらなる拡大を図る。

